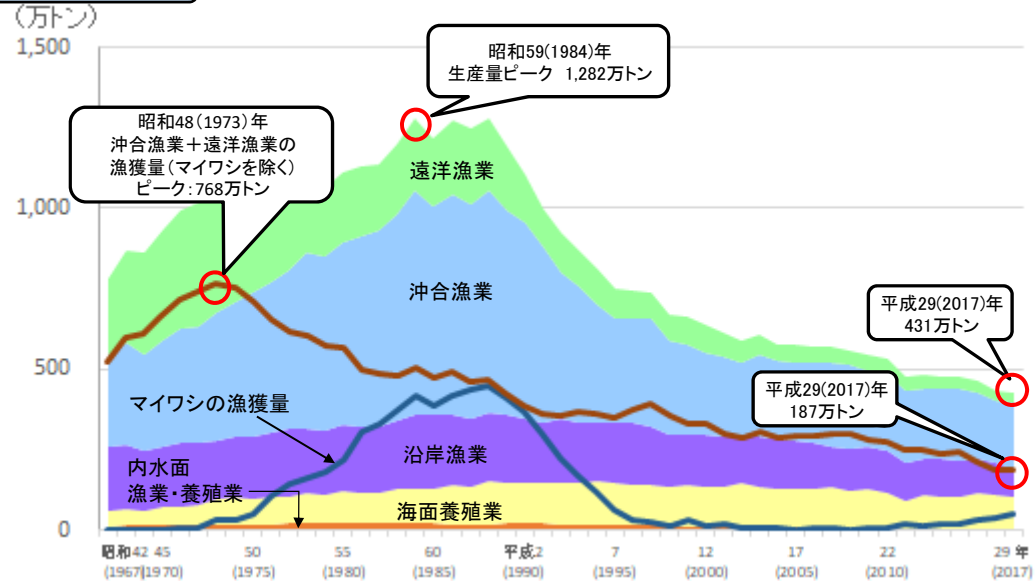


改正漁業法における大臣許可漁業

「大臣許可漁業」の現状①（生産量及び生産額）

- 沖合漁業及び遠洋漁業の生産量は、マイワシ等の多獲性魚類の資源変動や、沿岸国における200海里体制の導入、公海漁業の管理強化等の影響を受け、1980年代から大きく減少したが、近年は横ばい傾向。
- 我が国の漁業生産量の約6割、生産額の約4割を占める水産物供給の主要な担い手。

生産量の推移



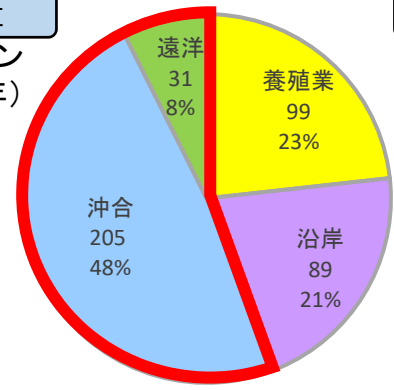
大臣許可漁業

- ### 指定漁業
- ・沖合底びき網漁業
 - ・以西底びき網漁業
 - ・遠洋底びき網漁業
 - ・大中型まき網漁業
 - ・大型捕鯨業
 - ・小型捕鯨業
 - ・母船式捕鯨業
 - ・遠洋かつお・まぐろ漁業
 - ・近海かつお・まぐろ漁業
 - ・中型さけ・ます流し網漁業
 - ・北太平洋さんま漁業
 - ・日本海べにずわいがに漁業
 - ・いか釣り漁業

- ### 特定大臣許可漁業
- ・ずわいがに漁業
 - ・東シナ海等かじき等流し網漁業
 - ・かじき等流し網漁業
 - ・東シナ海はえ縄漁業
 - ・大西洋等はえ縄等漁業
 - ・太平洋底刺し網等漁業

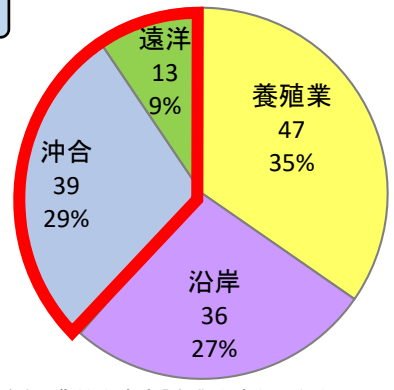
生産量

424万トン
(2017年)



生産額

135百億円
(2013年)



資料：農林水産省「漁業生産額」（総額）
注：内訳の金額は、農林水産省「漁業センサス2013」の漁業種類別販売金額を基に推計

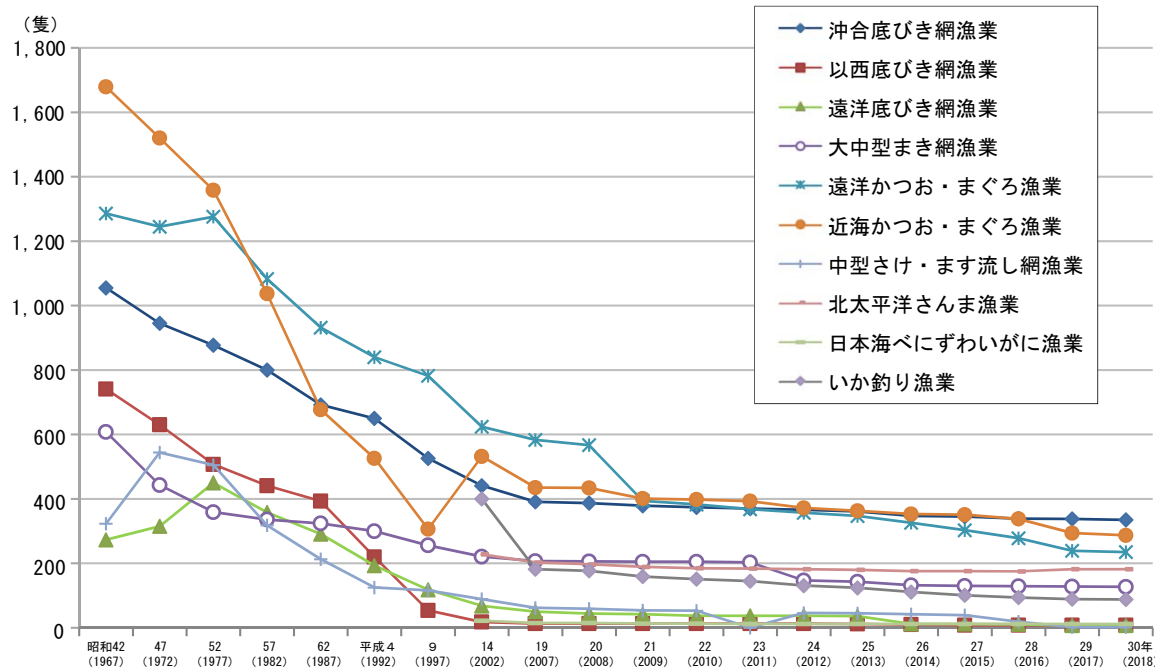
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注1：内水面漁業・養殖業を除く。
注2：「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網（1そうまき遠洋かつお・まぐろ）、まぐろはえ縄（遠洋）、かつお一本釣り（遠洋）、いか釣り（遠洋）が含まれる。
「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網（1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く）、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄（近海、沿岸）、かつお一本釣り（近海、沿岸）、いか釣り（近海、沿岸）が含まれる。
「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺し網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣、その他の釣、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。次頁において同じ。

「大臣許可漁業」の現状②（経営体数等）

- 指定漁業の許認可隻数は、沿岸国における200海里体制の導入や国際規制の強化に伴う減船により、1990年代までは急激に減少。
- 一方、2010年前後からは、大規模な減船は行われておらず、横ばい傾向で推移。
- 沖合漁業及び遠洋漁業の経営体数は全体の1割程度、漁業従事者数は全体の2割程度。

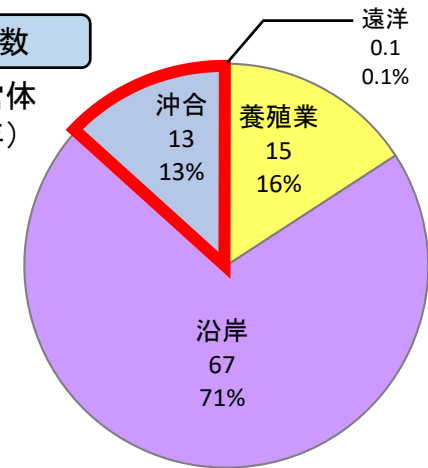
指定漁業の許認可隻数の推移



- 注1: 大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業を除く。
 注2: 2002年における近海かつお・まぐろ漁業の許認可隻数の増加は、当該漁業のトン数の下限を20トンから10トンに引き下げたことによる。
 注3: 中型さけ・ます流し網漁業(太平洋)については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律により有効期間を漁期末日である平成23年8月31日まで延長し、当該漁期の残りの期間については公示を行わず次期に公示することとしたため、平成23年10月1日時点の許認可隻数は0となっている。

経営体数

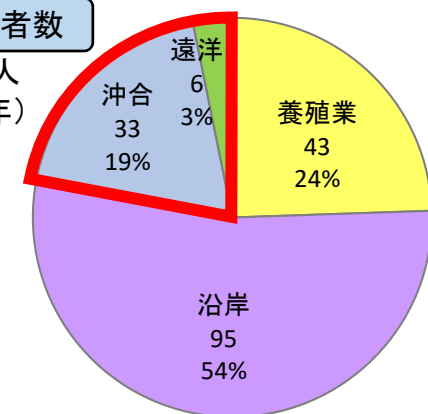
95千経営体
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」

漁業従事者数

178千人
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」

注: 「漁業従事者数」は、2013年11月1日時点の海上作業従事者数

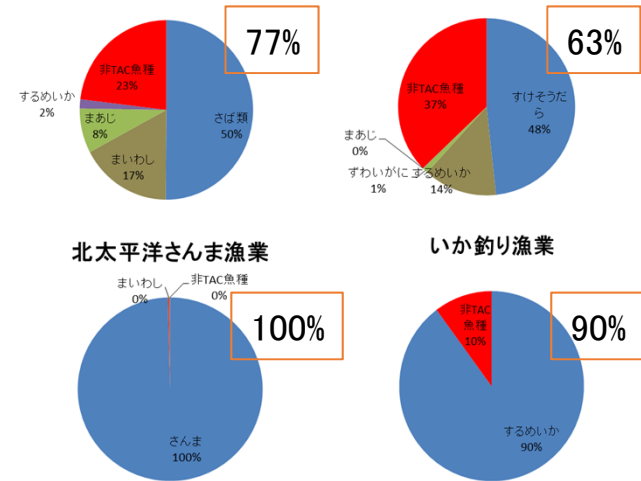
資源管理の推進①

- 沖合漁業の漁獲対象のほとんどはTACにより管理され、遠洋漁業の漁獲対象のほとんどは国際条約に基づく資源管理措置により管理。
- 大臣許可漁業については、TAC制度に基づく数量管理を基本とする。

- 特定水産生物資源(TAC魚種)については、数量管理を強化。
 - ✓ TAC魚種は、MSYをベースとする新たな資源管理へと移行。
 - 設定された資源管理目標は原則5年ごとに見直し。また、資源の大きな変動があれば見直し。
 - 資源評価にあたっては、許可船ごとの漁獲成績報告書からの漁獲データを活用。
 - ✓ 大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業など、多くの漁獲をする漁法で獲られる主要魚種は、数量管理の対象とすることを基本とする。
 - ✓ 国際機関で管理を行う資源も、国際的な管理手法であるTACの対象とする。
- 特定水産資源以外の水産資源についても、漁獲シナリオに則し行う管理にあたっては数量管理が基本。自主管理についても数量管理を進める。
- 資源管理のための措置として、資源評価を踏まえつつ、操業時期、漁具の制限等その他の管理手法を組み合わせる。

沖合漁業におけるTAC魚種の漁獲割合

沖合漁業の漁獲対象のほとんどはTACで管理。
 大中型まき網漁業 沖合底びき網漁業



資料: 漁業・養殖業生産統計

国際的な数量管理の対象魚種(主なもの) (かつお・まぐろ漁業)

地域漁業管理機関	魚種
WCPFC	メバチ、キハダ、メカジキ
ICCAT	大西洋クロマグロ、メバチ、メカジキ
IATTC	メバチ
CCSBT	ミナミマグロ

資源管理の推進②

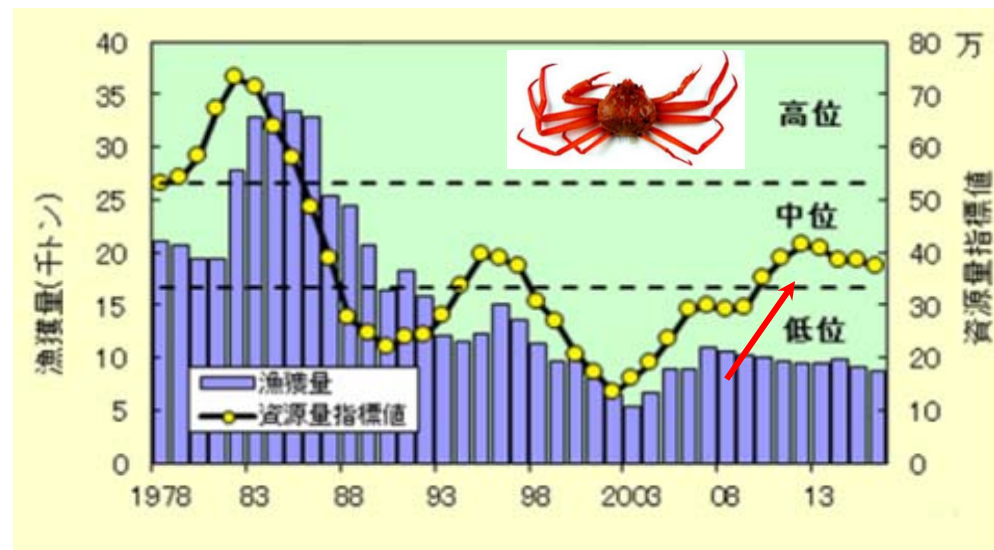
- 漁獲割当て(IQ)については、準備が整い次第順次導入。

- 漁獲割当て(IQ)については、具体的な仕組みができたものから順次導入(実証の取組も活用)。
 - ✓ 配分の基準や移転の認可等の運用の仕方について管理区分ごとに検討。
- 漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については、国が責任を持って資源管理の実施、紛争防止を確認した上で、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。(知事許可も準用)
 - ✓ ただし、沿岸漁業者と競合する漁業については、漁獲能力の拡大ではなく、安全性・居住性・作業性向上のための大型化が基本。

IQ導入の事例

日本海べにずわいがに漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。(注:漁業法に基づき導入)

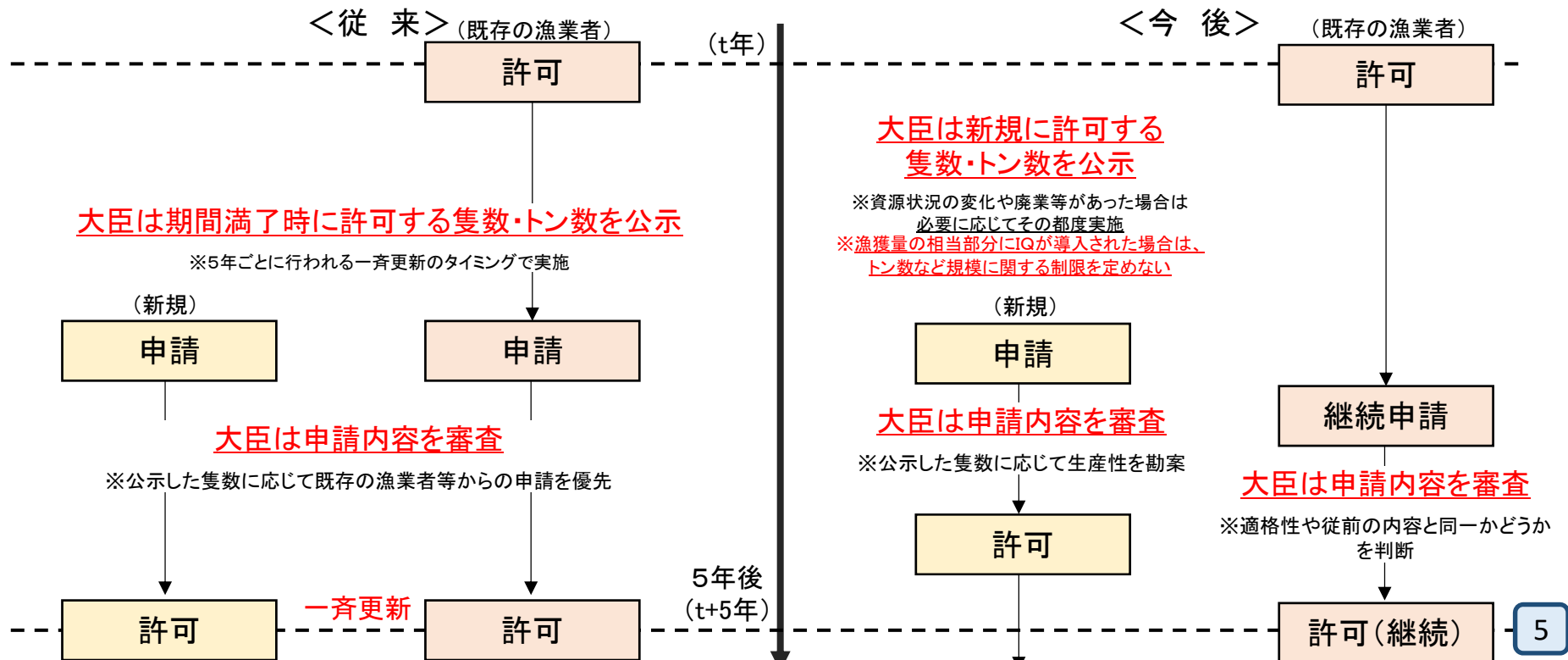
採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせることで、資源状態が改善し、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



新しい大臣許可制度

- これまでの指定漁業及び特定大臣許可漁業を「大臣許可漁業」として一本化。(許可の有効期間は指定漁業と同様に5年間。)
- 公示による許可の一斉更新制度を廃止し、法令遵守や生産性確保等の一定の条件を前提に、継続して許可。
- 新規に許可を行う場合には、随時、公示による許可を実施。
- 一部の漁業種類について区分を見直し。
 - ✓ 沖合底びき網漁業と小型機船底びき網漁業のトン数区分の見直し
(北海道の一部海域において貝類を目的とする小型機船底びき網漁業のトン数上限を20トンまで引き上げ)
 - ✓ 大型捕鯨業と小型捕鯨業を統合
 - ✓ 遠洋かつお・まぐろ漁業と近海かつお・まぐろ漁業を統合

大臣許可漁業の継続・新規許可のプロセスに係る現行と今後の比較



許可を受ける資格

- 法令違反を犯した者に対しては、法定の刑罰(3年以下の懲役、300万円以下の罰金等)が科されることに加えて、停泊命令等の行政処分を厳格に運用。
- 許可を受ける資格(適格性)を有しない者の基準として、法令を遵守しない者や、許可漁業を適確に営むに足りる生産性を有しない者を規定。
- これらの判断に必要となる事項は、漁獲成績報告書に加え、財務諸表等により確認。

法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁業取締りを厳正に行うことによって違反行為を抑止しつつ、法令違反を犯した者に対しては司法処分(3年以下の懲役、300万円以下の罰金等)を課すとともに、停泊命令等の行政処分を厳格に運用しているところ。 ● 許可の適格性としては、従前より、禁錮刑、罰金刑、行政処分に応じて、点数制により管理。 ● 適格性を喪失した場合には、許可の取消し。 <p>→ ・ 適格性の基準の判断基準について、漁業の秩序維持のため、無許可操業など悪質な違反への行政処分(停泊命令等)の加点を重くする。</p> <p>・ 適用範囲の拡大(法人の場合に、許可受有者に加え、船長、漁労長、役員にも適用)</p>
------	--

法令遵守の徹底

生産性	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前より、経理的基礎の有無を確認 <p>→ ・ 今後、その漁業を適確に営むに足りる生産性の有無を確認することに見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 生産性について、収益性の確保の状況により確認。 ✓ 収益性の確保が見込まれない場合には、まず勧告を行う。勧告に従わない場合は、許可の取消しを行うことができる。 <p>※ 新規の許可申請者については、同種漁業の経験など適確に許可漁業を営むことができるか確認。</p>
-----	---

生産性の向上による我が国水産業の発展

生産性向上に向けた取組

遠洋・沖合漁業の生産性向上や意欲ある若者の就業の更なる促進に向け、漁船の大型化による操業の効率化や安全性の向上、居住環境の改善等を図る取組が行われている。

<例> 遠洋かつお一本釣り漁船(静岡県)

実施主体: 日本かつお・まぐろ漁業協同組合

概要:

- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能、操業が効率化。
- 機械室を拡大し、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。

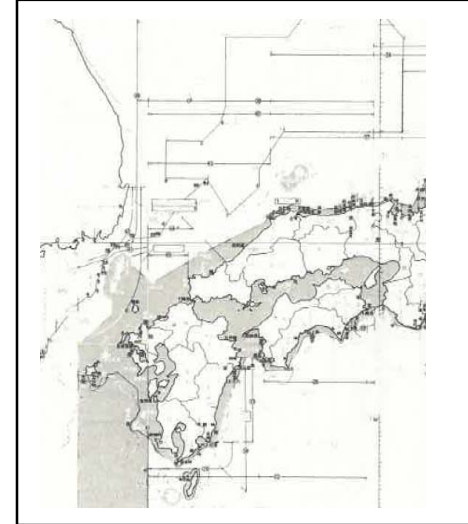


「大臣許可漁業」における操業制限

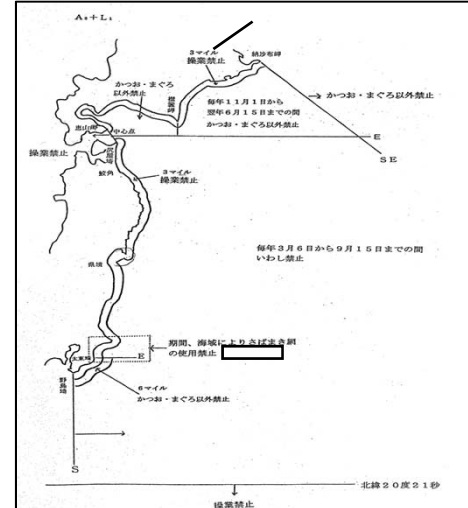
- 許可の制限措置、省令に基づく制限又は禁止及び個々の許可の条件において、操業の禁止区域や禁止期間等を設定し、厳格な漁業管理を実施。
- さらに、協定や団体間の申し合わせ等においても、操業時間や一斉休漁日等を設定。

- 許可の制限措置として、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁業の方法等を設定。
- 省令において、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止を規定。
 - ✓ 操業禁止区域、操業禁止期間の設定
 - ✓ 使用禁止漁具、採捕禁止魚種、所持・販売禁止魚種、小型魚の混獲率上限の設定
 - ✓ 許可番号の表示、船体の着色の義務付け
 - ✓ 漁獲物等の転載の制限
 - ✓ 漁獲物等の陸揚港の制限 等
- ※ その他、国際的な資源管理措置の履行のための様々な制限(さめの魚体所持、海亀・海鳥等の混獲回避等)についても規定。
- 必要に応じて、個別に許可の条件を規定。
 - ✓ 操業禁止区域、操業禁止期間の設定
 - ✓ 使用禁止漁具、目的採捕禁止魚種の設定 等
- その他、協定や団体間の申し合わせ等により、操業時間や投網回数、魚倉容積の上限、一斉休漁日等を設定。

(例: 沖合底びき網漁業の規制のイメージ)



(例: 大中型まき網漁業の規制のイメージ)



「大臣許可漁業」における報告義務

- 毎月又は毎航海ごとに、毎日の魚種別の漁獲量、操業の位置や時間、操業日数、陸揚港等の詳細な漁獲実績の報告を義務付け(漁獲成績報告書)。
- さらに、全ての大臣許可漁業について、VMS(衛星船位測定送信機)の設置を行う。

漁獲等の報告

- 毎月／毎航海ごとに、毎日の漁獲実績等の報告を義務付け。
 - ✓ 魚種別／大きさ別の漁獲量
 - ✓ 操業の位置、魚群の状況、水温
 - ✓ 操業の時間(開始時刻、終了時刻)
 - ✓ 操業の回数
 - ✓ 航海日数、操業日数
 - ✓ 陸揚港、陸揚日
- 資源管理に関する自主的な取組の実施状況の報告を新たに義務化。

等

VMS

- 全ての大臣許可漁業について、VMSの設置を行う。
 → VMSの設置命令規定を改正漁業法に新設。

(大中型まき網漁業の漁獲成績報告書(一部))

2 大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書(日本海・九州西部)

大中型まき網漁業漁獲成績報告書 (年 月 分)

農林水産大臣 殿 住所 _____
 氏名 _____ 印
 又は名称 _____

船舶	許可番号		まき第		号	船名	丸	総トン数		トン	航海日数	日												
	通常従業者数		操業日数																					
操業	漁区	操業回数	水温	操業開始時刻	操業終了時刻	魚種別漁獲量(kg)																		
						まき						さば				割合				さながら		ぶり		
月	日					大	中	小	ぜんご	豆	ま	ち	こ	豆	割合	ま	ち	こ	大	小	大	小	すめい	たろう

➢ 毎日の操業位置、操業回数、水温、魚種別・大きさ別の漁獲量、操業日数等の詳細情報の記載を求めている。

